

NPO法人

非正規労働相談センターひろしま 通信

第 11 号 2020年 11月 1日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル **0120-501-581**

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

非正規の格差改善を求める労契法20条裁判で最高裁判決

郵政で勝利判決！

大阪医科大学、東京メトロコマースは不当判決！



有期雇用労働者と無期雇用労働者との間に不合理な労働条件の相違を設けることを禁止した「労働契約法20条」によって争われ

た裁判の最高裁判決が、10月13日と15日に出されました。

13日に出された、大阪医科大学のアルバイ

ホームページは 「NPO 非正規 ひろしま」 で検索！

ト社員がボーナスの支給を求めて争った裁判と、東京メトロコマースの契約社員が退職金の支給を求めて争った裁判は、いずれも原告の訴えを退け「格差」を認める不当な判決でした。一方、15日に出された郵便局の契約社員が求めた「扶養手当」「年末年始勤務手当」「夏期冬期休暇」「有給の病気休暇」については、すでに高裁で認められた「住居手当」とともに、「正社員との格差は違法である」との判決が示されました。



郵政の最高裁判決記者会見

何故、同じ労契法20条で争われた裁判で二つの相反する判断が示されたのかは不明ですが、非正規労働者の数はすでに2千万人を超えているといわれており、労契法20条（現在はパート労働法に組み替えられています）の恩恵を受ける労働者は少なくありません。もし、退職金やボーナスが全ての労働者に支給されることになると、企業に与える影響は計り知れないともいわれています。13日の判決は、最高裁が企業・財界に配慮した「捻じ曲げられた判決」というほかありません。もともと、様々な規制を緩和し労働者の賃金を下げるために「非正規」を拡大してきたのは、財界であり自公政権なのです。この判決を容認することはできません。

私たち「主権者」にも責任はあります。「岩盤規制をなくす」といって労働法を骨抜きにし「企業が世界一活動しやすい国にする」と豪語した安倍前政権を選択したのは主権者たる私たち自身なのです。「まともな憲法判断をした」15日の郵政判決は、憲法が追及する理想の社会を実現するのは、あくまでも「主権者の意思」によるものでなければならないことを、最高裁がメッセージとして伝えようとしたのではないのでしょうか。「格差をなくせ」という主権者の声が大きければ、本丸である基本給の差別を含め、今回負けたボーナス差別や退職金差別は必ず是正できるものと思います。（副理事長 上関 英穂）

労契法20条裁判の判決 （「週刊金曜日」より引用）

| 勤務先 | 原告 | 高裁判決 | 主な争点 | 最高裁判決 |
|-----------------------|-----------------|--|--------------------------|---|
| 大阪医科大学 | アルバイト職員 | 19年2月15日 賞与支給基準について「正社員の6割に満たない場合は不合理」 | 賞与 | 20年10月13日 賞与を支給しないことは「不合理な格差」にあたらない、と棄却 |
| メトロコマース (東京メトロ子会社) | 契約社員 (駅売店) | 19年2月20日 基本給の格差是正は認められなかったが、住宅手当、報奨金、退職金は認められる。退職金は「正社員の4分の1」 | 退職金 | 20年10月13日 退職金の請求を「正社員と職務内容に一定の相違があり、不支給は不合理ではない」と棄却 |
| 日本郵便 | 契約社員 (集配・窓口) | 18年5月～19年1月 東京、大阪、福岡でそれぞれの判断 | 年末年始勤務手当、夏期・冬期休暇と有給の病気休暇 | 20年10月15日 支給が確定した住居手当に加え、扶養手当、年末年始勤務手当、夏期・冬期休暇、有給の病気休暇、祝日割り増し給のすべてを認める |

最近の相談事例から

さまざまな労働相談が寄せられているが、コロナ禍の中で深刻な状況に陥っている外国人労働者の例を紹介したい。

外国人技能実習生をめぐっては、深刻な問題が発生している。その原因は、コロナウイルス感染拡大の中で、海外渡航のほとんどが遮断され、入国はもちろん、出国できなくなっていることである。入国制限に関しては、これからの問題であり、受入事業主が労働力不足に頭を悩ますという水準だが、出国制限は実習を終了した実習生たちに大きな影響を及ぼしている。帰国したくても帰国できないという問題である。ただ帰国できないというだけではなく、実習生たちは収入の道が閉ざされ、住むところは監理団体の寮などで何とかなっているが、生活費が枯渇し、本当に生きていくことさえ困難な状況に追いやられている。入管はコロナ禍の特例措置として、「特定活動ビザ」によって6か月から1年の就労を認めた。しかし、実習生たちが自力で就労先を探すことは、きわめてむずかしい。寮で食事を1日1回とか、2回にして、

できるだけ出費を抑えて生活しているという状況である。ベトナム大使館には、帰国を希望する実習生たちなどが窮状を訴え、政府チャーター便を順番に待っている。その数は1万数千人におよんでいる。

数は少ないが、そうしたベトナム人や中国人実習生たちからの相談が寄せられている。「実習が終わって帰国できない。何とかできないだろうか」という相談である。監理団体とも相談して、「特定活動」に移行して就労場所を探してもらったり、「特定技能1」への移行が可能かどうか、あるいは「技能実習3号」として、一時帰国せずに就労継続ができないかどうか打診したりしている。だが、なかなか簡単には進んでいない。

外国人労働者、技能実習生たちを取りまく状況は深刻である。おそらく、われわれのところへ届くSOSは、本当に氷山の一角でしかないだろう。実際には万を超える数の外国人労働者が明日をも知れぬ中で、生活できるかどうかのギリギリの状態に置かれていることは疑いない。

1. ある中国人技能実習生は、短期滞在を4回申請して、ようやく今年の9月に成田から中国大連に帰国できた。6月にも航空チケットがあったのだが、普段なら5~7万円のところが30万円から50万円という値段になっており、とても手が出なかった。それでも、9月に安いチケットを入手できて、帰国できたのは幸運だったと言える。
2. 縫製に従事していたベトナム人実習生2人は、「技能実習3号ロ」の試験に受かったが、それに移行するための一時帰国ができない状況に置かれていた。そのため、「特定活動」で6か月の就労ビザを取得し、事業主の厚意で仕事を継続していた。ところが、それが10月で終了し、帰国か、他の就労先を探すことを迫られた。過程はさまざまな問題があったが、最終的に一人は出雲に「3号ロ」で移籍することができた。もう一人は「特定活動」で山口に就労先を見つけることができた。だが、この先は前途多難と言える。
3. 技能実習生ではないが、「特定活動」で就労していたベトナム人労働者の夫婦からの相談があった。ベトナム人夫婦は、妻が妊娠5か月で就労できず、夫はコロナの影響で休業に追いやられており、休業補償は出ているが、二人の生活を維持するどころか、家賃の支払いにも困難が生じているという訴えだった。経済的問題と医療機関の問題で、できればベトナムで出産したいという希望を持っているが、帰国の政府チャーター便はいつ順番が回ってくるか分からないと不安の中に置かれている。
4. ルワンダの家族は、妻が「特定活動」のビザで、夫は難民申請中で、この10月にビザが発給される段取りとなっているが、それまで就労できず、「生活ができない、家賃が支払えない」という訴えだった。食料は、福祉センターからの援助で何とかなっているが、働けないので家を追い出されたらどうしていいか分からないと切羽詰まっていた。急遽、移住連の支援基金に申し込み、家族で9万円の支援を受け、それを手渡した。

労働相談ホットラインから浮かび上がった状況

理事長 土屋信三

スクラムユニオン・ひろしまと共催して、コロナウイルス感染拡大の状況下で、3月から7月にかけて4回にわたって「新型コロナウイルス対策・労働相談ホットライン」を行ってきた。それは、コロナによる経済活動自粛の中で、多くの労働者が雇止めされたり、解雇され、困難な状況に追いやられているのではないかと考えたからである。ところが、ホットラインにかかってきた相談の大半は、「休業手当が支給されない」「事業主が休業手当を出してくれないので、個人で申請できる方法を教えて欲しい」「休業手当が少なすぎて生活できない。何か他の救済措置はないのか？」というものであった。1回のホットラインで10件～15件ぐらいの相談があったが、雇止め、解雇案件は1件しかなかった。

では、コロナウイルス感染拡大の下で雇止めや解雇は発生していないのか？そんなことはない。新聞報道でも、6万5千人を超える労働者が解雇されたと言われている。実態はもっと解雇が拡大していると思われる。私自身の経験でも、中国人実習生の失業給付手続きに行った時、毎回15人から20人ほどの外国人労働者たち(多くは日系ブラジル人やフィリピン人であったが)と出会った。聞けば、マツダ関連の下請けで働いていた労働者だということだった。また、組合事務所に向かう途中では、コンビニエンスストアや焼き肉屋さんなどが閉店したり、よく使っていた大手文房具店やコピー店が閉店している。当然にもそこで働いていた労働者たちは、雇止めや解雇に遭っていると考えるのが普通であろう。さらに、中国帰国者の経営する中華料理店などは、「昼はまだ食事やテイクアウトで何とか回っているが、夜はまったく客足が遠のいていて、これからお店を続けて

いけるのかどうか、不安だ」と言っていた。

じわじわと全社会に加えられるダメージ

このような状況を、2008年のリーマンショックの時と比較すると歴然とした違いがある。当時の「スクラム」の記事みると次のような記載があった。

「広島においても、マツダの減産によってマツダ本体で働く派遣労働者が800名も解雇されようとしている。下請けに至っては、すでに50名、100名単位で解雇が始まっている。12月5日には、コーシン広島でも150名の派遣労働者に対して解雇予告通知が手渡された。島根県出雲市の村田製作所では、この夏からすでに900名の解雇、ならびに解雇予告通知が出されている。その大多数が、ブラジル人やペルー人である。」

実際、自動車産業を中心に、次々と解雇、雇止めが行われ、寮からのたたき出しが発生していた。スクラムユニオンのところにも相談が殺到して、日々対応に追われていた。それに比較すると、今回の事態は「静か」である。では、今回の方が問題として軽く、浅いのだろうか。とてもそうは思えない。リーマンショックの時は、乱暴な言い方にはなるが、自動車産業を中心とした問題であった。しかし、今回のコロナウイルスの感染拡大の影響は、全産業におよんでいる。観光産業、飲食業などは壊滅的と言っていいほどの打撃を受けている。だから、リーマンショック時のような強烈な打撃としては表れていないが、真綿で首を絞められるように、じわじわと全社会的にダメージが加えられている感じがする。その意味で、事態はより広範で、より深刻である。

第3回理事会を開催します

日時 11月8日(日) 13時より
場所 共同事務所

議題 経過報告 会員加入状況 財政報告 今後の活動方針など